

『スマートフォン』のアプリで 税金の納付が可能になります！



※対象は、市税・後期高齢者医療保険料のみです。

令和2年8月1日から、スマートフォンのアプリを利用して、税金の納付ができるようになります。スマートフォンで納付書のバーコードを読み取り、専用のアプリで税金等の納付をするというもので、今までのように納付窓口やコンビニエンスストアに出向かなくとも納付することが可能となります。

【納付できる税・料】

- ① 住民税（普通徴収）
- ② 固定資産税
- ③ 国民健康保険税
- ④ 軽自動車税
- ⑤ 後期高齢者医療保険料

※領収書及び軽自動車
納税証明書継続検査用は発行
されませんので、領収書が必要
な方は、コンビニエンスス
トアや納付窓口をご利用くだ
さい。

【留意事項】

- ・期限内のバーコード付納付書が
必要です。
- ・汚れや破損などのためにバー
コードが読み取れない納付書
はご利用できません。
- ・アプリのご利用は無料ですが、
パケット通信料は自己負担と
なります。
- ・スマートフォンの端末機によ
ってはアプリをご利用できな
いことがあります。
- ・アプリで行った取引を取り消
しすることはできません。異
なる納付方法で二重に納付を
行った場合は還付いたしま
すが、返金にはお時間がか
かりますのでご注意ください。

【利用可能アプリ】



【お問い合わせ】

税務課債権管理係 0972 - 22 - 4504